
第8節 公衆浴場

■第49条（ボイラー室等の構造）関係

（ボイラー室等の構造）

第49条 ボイラー室その他の公衆浴場の浴室に給湯するために火気を使用する室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 周壁、天井（天井のない場合には、屋根をいう。）及び床を耐火構造（天井にあつては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に該当する構造をいう。）とすること。

(2) 開口部には特定防火設備を設けること。

(3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。

2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨て場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

【趣旨】

本条は、防火上の安全性を目的として、常時火気を使用し不特定多数の利用者がある公衆浴場におけるボイラー室等の構造について定めたものである。

【解説】

1. 「公衆浴場」について

「公衆浴場」については、第19条の解説1（p20）を参照してください。

2. 茅ヶ崎市火災予防条例について

“ふろがま”や“ボイラー”の構造については、茅ヶ崎市火災予防条例（平成4年条例第4号）においても規定がありますのでご注意ください。